

# 「平

成27年度税制改正大綱（以下、大綱）」に盛り込まれた法人税率の引下げ等の改正は、3月31日に参議院で可決・成立し、同日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律」に含められ、一部は4月1日から施行されている。

一方、大綱に盛り込まれた確定拠出年金（以下、DC）の改正については、平成27年1月16日に示された「社会保障審議会企業年金部会における議論の整理（以下、報告書）」の内容と合わせて、4月3日に内閣が国会提出した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律案（以下、法案）」に含められ、今国会中の成立を目指し国会にて審議が行われている。これらの改正は平成29年1月1日または公布の日から2年以内の政令指定日に施行するとしている。

本稿では、DCの制度改正案および今後のDCの活用法を検討する。

## 個人型DCの加入対象範囲の拡大

大綱では、個人型DCの加入対象範囲を拡大するとし、拡大された者について、現行の個人型DCに係る税制上の措置を適用するとした。

現在のところ、国民年金の第3号被保険者（専業主婦・専業主夫等）、公務員共済等加入者は、個人型DC・企業型DCのいずれにも加入することができない。また、企業年金加入者は、個人型DCに加入できない（勤め先の企業において企業型DCが実施されている場合は、企業型DCに加入することはできる）。

法案では、国民年金第3号被保険者・公務員共済等加入者、企業年金加入者も個人型DCに加入できるよう見直すものとしている。見直し後の個人型DCの加入対象者と拠出限度額は、図表1に示される（拠出限度額は政令により定められる予定で

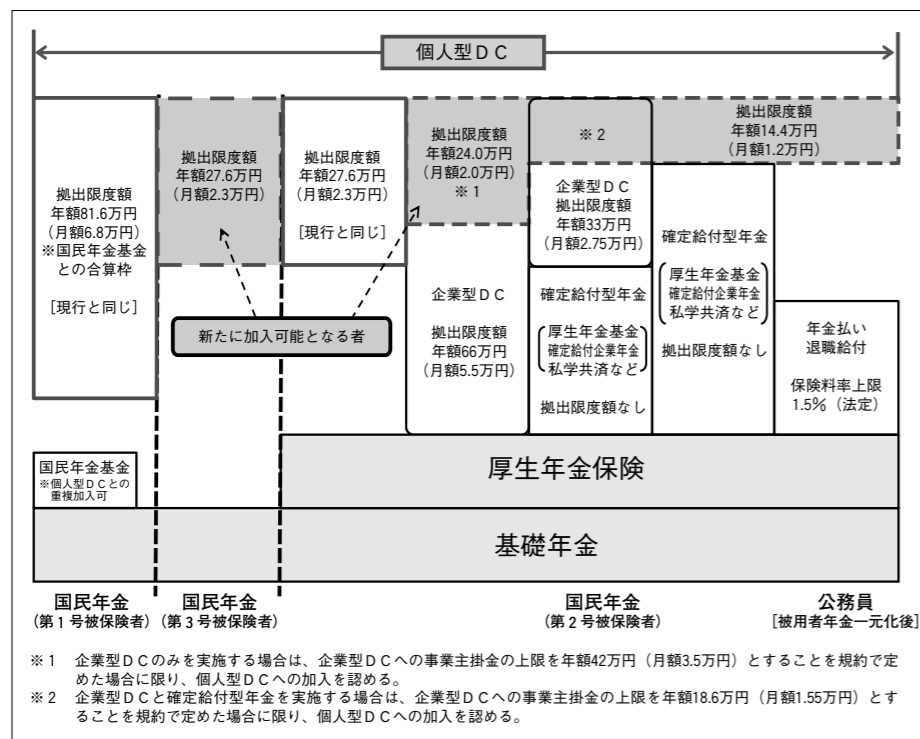
あり、以下では大綱による金額）。

見直し後は、20歳以上60歳未満のほぼすべての国民が、DCに加入することができる（国民年金の保険料免除者などは、見直し後もDCに加入することができないものとしている）。

企業型DC実施企業については、規約により82ページの図表2の①～③の3つの形態のいずれかを選択できることとするとしている。このうち、③を選択した場合に限り、従業員が個人型DCにも加入できるようにするとしている。この場合、現行制度における企業型DCへの拠出限度額の年66万円（確定給付型年金（以下、DB）等の実施企業においては年33万円）の枠を、個人型DCと企業型DCとで分け合う形となる。

具体的には、企業型DCへの拠出限度額が年42万円（DB等の実施企業は年18・6万円）、個人型DCへの拠出限度額が年24万円（DB等の実施企業は年

図表1 個人型DCの加入対象拡大、拠出限度額の見直しのイメージ



（出所）厚生労働省「平成27年度税制改正大綱（企業年金関連部分）に関する参考資料」（平成27年1月16日）

14・4万円）となる。現行の企業型DCの拠出限度額に加えて、さらに個人型DCにも拠出できるようにするわけではない。

## 2 拠出限度額の年単位化

現行制度では、個人型・企業

型ともにDCの拠出限度額は月額で規定されている。例えば、DB等を実施していない企業における企業型DCへの拠出限度額は月額5・5万円である（便宜上、月額を12倍した金額として年額66万円などと示されることもあるが、現行制度ではたとえ年額66万円以内であっても、ある月に5・5万円を超える拠出は行えない）。

法案では、個人型・企業型ともに、DCへの拠出限度額を年額に改正するとしている（年額の拠出限度額は政令で定められる予定だが、厚生労働省の資料等では、現行制度における月額の限度額の12倍とすることが想定されている）。また、現行制度では、個人型・企業型ともにDCへの拠出は毎月行わなければならないとしているが、法案では年1回以上定期的に行えばよいこととするとしている。

拠出限度額が月単位から年単位になることで、例えば毎月の

# 最新制度

シンクタンク研究員による

## 読み解き！

Vol.02

# 制度改正案を踏まえたDCの活用法を検討する

## 3 その他の制度改善

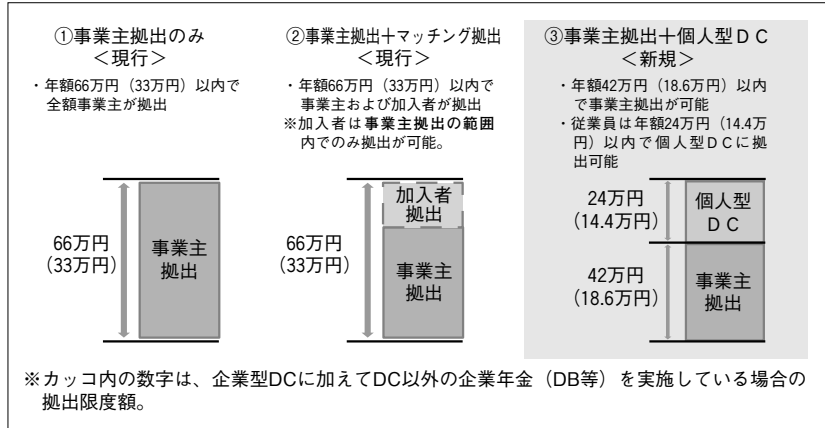
拠出のほかに賞与支給時に上乘せして拠出したり、収支の余裕のある時期にまとめて拠出を行ったりするなどの柔軟な拠出が行えるようになると考えられる。

現行制度では、個人型DCへの拠出を行えるのは本人に限られており、事業主が掛金を拠出することはできない。これが法案では、中小事業主（DB・企業型DCを実施しておらず、厚生年金被保険者100人以下等の条件を満たす事業主）は個人型DCに拠出できることとした。また、法案では、DCからDBへの年金資産の移管を可能にするなど制度間のポータビリティを改善させる施策も盛り込まれている。

## 4 新規加入対象者が留意すべきこと

法案は、確定拠出年金法に定

図表2 企業型DC実施企業における個人型DCの導入について



（出所）厚生労働省「平成27年度税制改正大綱（企業年金関連部分）に関する参考資料」（平成27年1月16日）

められていた加入対象者や拠出・移管の方法等について改正を行うものであるが、所得税法や法人税法等を改正する条文は含まれていない。すなわち、前回紹介したDCの拠出時・運用

一方、給付時には、年金か一時金か、退職金も受け取るか、ほかの公的年金の額がいくらか等によって、DCからの給付が課税の対象となりうることに注意したい。

時・給付時の課税原則に変更は行われない。このため、新たに個人型DCに加入可能となる者については、現行の個人型DCの税制をベースに、個人型DCに加入するべきか否か、どの程度掛金を支払うかなどを検討すべきであろう。

まず、企業年金加入者・公務員共済等加入者については、個人型DCへの拠出時に拠出額について所得控除を受けられる。このため、拠出時に所得税・住民税の負担を減らすことができる。

次に、国民年金第3号被保険者については、個人型DCへの拠出時の税制上のメリットは実質受けられない点に注意が必要だ。個人型DCへの掛金の拠出は「小規模企業共済等掛金控除」の対象だが、国民年金第3号被保険者の所得税額や住民税額はゼロかごくわずかであることがほとんどだ。

また、国民年金第3号被保険者が、将来個人型DCからの給付を受ける場合は、給付の受取り方にも注意する必要があるだろう。

例えば、現役時代のほとんどを専業主婦として過ごした場合、将来受給できる本人分の老齢年金はほぼ老齢基礎年金のみである。この場合、本人分の年金額は住民税の課税最低限に満たないため、現行の医療や介護など

の制度において保険料や自己負担額などの減額・免除を受けられる可能性が高い。

だが、老齢基礎年金に個人型DCからの年金給付額を加算すると住民税が課税されるようなケースでは、医療や介護などの減免を受けられなくなる可能性も考えられる。

DCは、給付時に原則課税することとなり、将来の制度改正による影響を受けやすかつ、制度が改正されたとしても拠出した資金は原則60歳まで引き出せない点にも注意が必要だ。

運用時の運用益が非課税となる運用方法は、個人型DCのほかにも、財形年金貯蓄やNISA Aもある。老後の生活資金を形成するにはこれらも併せて検討したい。



是枝俊悟 ●これえだ・しゅんご  
大和総研研究員 CFP®認定者・社会保険労務士  
金融・証券税制・個人に関連する税・社会保険などを  
行う。近著に「徹底シミュレーション あなたの家計はこう変わる！」（日本法令）。